

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年4月21日)

【件名】

- 1 社会福祉法人あすなろ会における指導監査結果に基づく改善措置報告について
(福祉保健課) 1
- 2 社会福祉法人指導監査マニュアル等の策定について
(福祉保健課) 2
- 3 高次脳機能障がい支援サイトの開設及び高次脳機能障がい支援パンフレットの発行について
(障がい福祉課) 3
- 4 「あいサポート運動」啓発パンフレット『障がいを知り、共に生きる』の項目追加について ~依存症対策について~
(障がい福祉課) 4
- 5 「子育て王国とっとりプラン」について
(子育て支援総室) 6
- 6 ドクターヘリ及び医師搭乗型消防防災ヘリの運航開始について
(医療政策課) 8
- 7 鳥取県看護師養成のあり方に関する懇話会のまとめ
(医療政策課) 9

福 祉 保 健 部

社会福祉法人あすなろ会における指導監査結果に基づく改善措置報告について

平成22年4月21日
福社保健課

社会福祉法人あすなろ会（理事長 相沢英之（あいざわひでゆき））から社会福祉法第56条第2項の規定に基づく改善措置命令に対する報告書の提出がありました。

1 提出日

4月13日（火）

2 提出にかかる改善命令、改善内容および県の判断

改善命令の内容	改善内容
法人外流出した資金の回復に努めるとともに、回復方法、回復見込額等を明らかにすること。	<ul style="list-style-type: none">法人外流出した490,706,301円の損害賠償請求権について破産債権届出書を鳥取地裁に提出済み。 (平成22年1月13日)法人の前理事長、前副理事長、前専務理事および(株)ハマサキ取締役総務部長に対して、流出した資金の返還を求める通告書を内容証明・配達証明付き郵便で送付済み。 (平成22年4月9日)今後、上記関係者に対して損害賠償請求の訴訟を提起する予定。
法人の経営健全化のため、法人名義の金融機関からの借入金について、不明瞭な部分の解明に努めること。	<ul style="list-style-type: none">(株)ハマサキへの資金流出に対する調査を行った。金融機関からの429,815,000円の貸付残額は、債務不存在確認訴訟を提起済み。 (平成22年2月12日)
本部会計と施設会計間の不適切な会計処理を是正すること。	<ul style="list-style-type: none">今後、同様のことが起きないよう各施設の会計責任者の確認、見直しを行った。
法人及び施設運営にかかる影響（資金不足、収益、信用力の有無等）を調査し、利用者へのサービス低下及び職員の待遇低下を招くことがないようにすること。	<ul style="list-style-type: none">施設利用者へのアンケート実施により、サービス低下がないことを確認している。資金収支計画により、法人の施設運営に支障が生じることはない。職員の待遇低下につながらないよう配慮していく。

3 今後の指導予定

改善命令の内容が着実に履行されているか、適宜、法人から状況確認を行った上で、必要な指導やヒアリングを実施するとともに、原則、2年に1回実施している指導監査を、公認会計士の同行のもとで毎年度実施し、改善内容が着実に履行されているか確認する。

4 その他

改善措置の命令年月日 平成22年2月15日

社会福祉法人指導監査マニュアル等の策定について

平成22年4月21日

福祉保健課

昨年度、一部の法人で不適切な会計処理事件が発生したことに鑑み、適切な法人運営を確保し同種の事件の再発防止を図るため、鳥取県社会福祉法人指導監査適正化委員会での意見・提言を踏まえ、「社会福祉法人指導監査マニュアル」、「チェックリスト」、「社会福祉法人の運営に関する留意点」を策定した。

1 マニュアルの概要

国の指導監査要綱（以下、「国要綱」という。）はもとより、監査をより実効性のあるものとするため、監査の基本となるマニュアルを作成した。

(1) 監査時での活用と公開

マニュアルの活用による法人の自主的チェックを前提に、監査する側とされる側が共通認識のもとで監査を行い、指導内容に誤解や齟齬が生じないよう配慮した。

(2) 経理面における充実

国要綱とあわせて、支払手続や年度中途の大きな資金異動、月次試算表の作成など、チェック項目を充実した。

(3) 組織・運営面の見直し

国要綱とあわせて、監事監査の機能について項目を充実し、公益通報者保護の仕組みづくり、相談窓口の設置や研修体制等を新たな項目として追加した。

2 チェックリストの活用について

マニュアルの項目をもとに、法人自ら自己点検するためのチェックリストを作成し、その点検状況を指導監査時に確認することとした。

3 社会福祉法人の運営に関する留意点の概要

社会福祉法人が今日直面する課題と期待される役割について、法人経営者の自覚を促すとともに、内部牽制体制の徹底や監査の活性化による内部統制の確立を図ることにより、不適切な運営を未然に防止できる体制の構築について、具体的に記述した。

法人運営については、法令・国通知等に詳細に定められているが、適切な運営を確保するために法人に守っていただきたい事項や誤解が生じやすい点について、主に、以下の項目を取り上げ留意点としてまとめた。

- ・理事会のあり方（理事・理事会の機能強化）
- ・評議員会の役割と機能
- ・監事監査のあり方、機能強化
- ・会計事務処理の適正化
- ・法人運営の透明性の確保のための情報公開の推進等

4 その他

(1) マニュアル等の周知

社会福祉法人関係者に対するマニュアル等の周知については、平成22年4月16日に「まなびタウンとうはく」において説明会を開催した。

(2) マニュアルの見直し

国においては、現在、社会福祉法人会計基準の見直しが行われているところであり、こうした状況を踏まえ、適宜、マニュアルを見直していくこととする。

高次脳機能障がい支援サイトの開設及び高次脳機能障がい支援パンフレットの発行について

平成22年4月21日
障がい福祉課

県が委託し、鳥取大学医学部付属病院脳神経外科（県の高次脳機能障がい者支援拠点機関）が、『高次脳機能障がい支援サイト』の開設及び『高次脳機能障がい支援パンフレット』を作成した。

『高次脳機能障がい支援サイト』は、高次脳機能障がいのある方に対する一貫したケアの実現と、早期発見・早期治療を目的に、それぞれの段階に応じた検査、リハビリテーションが行えるよう、医療・福祉機関などの情報が掲載されている。

【参考】

県下全域で各医療機関、社会福祉施設とともに高次脳機能障がいのある方の支援体制を作るために、鳥取大学医学部附属病院脳神経外科に高次脳機能障がい者支援拠点を委託し、高次脳機能障がいに対する理解の促進、連携、相談支援を行っている。

高次脳機能障がいは、けがや病気により脳を損傷し、記憶障がい、注意障がいや感情コントロールがうまくいかないなどの社会的行動障がいとしてみられる状態。疾患はさまざまであり、疾患に応じて損傷の生じ方や、病態も異なる。

1 高次脳機能障がい支援サイトについて

(1) 設置場所（とりネット）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/koujinou>

(2) 主な内容

①医療・福祉機関福祉関係等情報、②支援拠点機関と相談機関の情報、③医療機関の情報、④障害福祉サービス機関及び介護保険サービス機関の情報、⑤支援制度の概要、⑥高次脳障害者家族会の紹介等

2 高次脳機能障がい支援パンフレットについて

(1) 主な内容

①高次脳機能障がいの症状の紹介、②支援制度の紹介、③支援拠点機関の紹介等

(2) 主な配布先

医療機関、障害福祉サービス機関、介護保険サービス機関、市町村担当課等

3 問合わせ先

鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点（鳥取大学医学部附属病院脳神経外科内）

高次脳機能障がい支援コーディネーター

電話 0859(38)7924

0859(38)6767（脳神経外科教室）

「あいサポート運動」啓発パンフレット『障がいを知り、共に生きる』の項目追加について ～依存症について～

平成22年4月21日
障がい福祉課

県民の皆様のアルコール・薬物依存症等に関する正しい理解を進めるため、特定非営利活動法人鳥取県断酒会や鳥取ダルクの御協力を得て、「あいサポート運動」啓発パンフレット『障がいを知り、共に生きる』に『依存症のある方について』の項目を別添のとおり追加し、発行した。

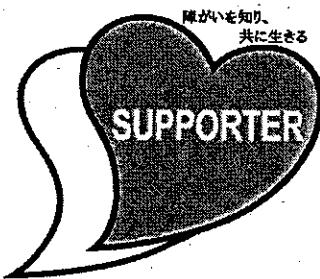
【参考】

1 「あいサポート運動」とは

誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現するため、「あいソポーター」の輪を広げる運動。

「あいソポーター」とは、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を実現するため、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること及び障がいのある方への必要な配慮等を理解し、障がいのある方に、手助けや配慮を実践する者。

あいソポーター数は14,122人（平成22年4月12日現在）



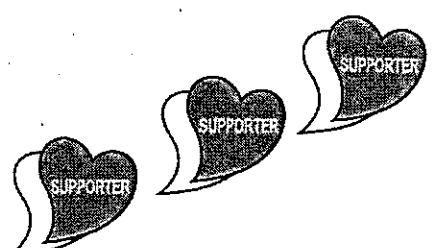
2 啓発パンフレット『障がいを知り、共に生きる』について

障がいのある方が暮らしやすい地域社会の実現に向けて活動するあいソポーター等の活動に賛するため、11の障がいについて、①障がいの特性・内容、②障がいのある方が日常生活において困っていること、③障がいのある方への必要な配慮等をまとめたもの。

11の障がいとは、視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、重症心身障がい、知的障がい、自閉症・発達障がい、精神障がい、依存症、てんかん、高次脳機能障がい。

パンフレット作成に当たっては、県内12団体（視覚障害者福祉協会、ろうあ団体連合会、身体障害者福祉協会、肢体不自由児・者父母の会連合会、重症心身障害児（者）を守る会、手をつなぐ育成会、自閉症協会、精神障害者家族会連合会、てんかん協会、高次脳機能障害者家族会、断酒会、ダルク）、精神保健福祉センター等の御協力を得て作成。

障がいを知り、
共に生きる



まず、知ることからはじめましょう



依存症のあの方

依存症とは

依存症は、快楽を得るために、依存している物質（アルコールや薬物など）や行為をやめようと思つてもやめられない状態をいいます。依存症は、必ずしも体の中に物質が入っているといふわけではありません。依存症は、アルコール・薬物・たばこなどの物質に依存する「物質嗜癖（しひき）」のほか、ギャンブル・買い物・仕事などに依存する「プロセス嗜癖」などがあります。近年、ギャンブル依存症（病的ギャンブリング）なども問題とされてきました。

依存には、自分の意志でコントロールできない「精神依存」や、実際にその物質を中断すると体に異常（離脱症状など）を生じる「身体依存」などが見られます。
依存には、治療が必要です。
依存症は病気であり、そのため、身体的、家族的、社会的に様々な問題が生じてきます。したがって、治療が必要とされますが、まだまた、個人の問題だととらえられ、なかなか、治療に対する周囲の理解が得られないことがあります。

依存症は、意志が弱いとか道徳観が低いとか、家庭環境が悪いとかの社会問題として生じるものではなく、病気です。そのため、治療が必要です。治療の経過の中においては、家族や周囲の人が、依存症について正しく理解をし、関わることが大切です。

依存症の治療は、その物質をやめ続ける以外にありません。例えば、アルコール依存症においては、節酒は不可能です。断酒以外に治療はありません。

医療機関においては、主に、精神療法と薬物療法が行われます。薬物療法は、離脱症状（アルコールなどが体から抜けるときに出てくる症状で、強い不安・不眠に襲われたり、手の震えや、時に幻覚などができる）に対する治療、精神症状（幻覚や妄想、抑うつ状態、不安、不眠など）の治療、肝機能障害などの身体的治療が行われます。
また、依存症は、回復はあっても完全に治ることはなく、病気と上手につきあっていくことが重要です。しかし、これらを完全に断つことは本人だけの力ではなかなか困難であり、自助グループなどへ参加することが重要です。

医療機関や県の各福祉保健局では、家族教室などを開催しているところもありますので、このよくなが機關の利用もしてみてください。
アルコール依存症に関するための自助グループ（断酒会、AA）があり、薬物依存症者には、回復施設としてダルクワ（ナルコティックス・アノニマス）と連動して活動・運営されています。

特定非営利活動法人鳥取県断酒会

〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方584（潮昭弘方）
電話：0859（66）2416

A.A.白うさぎグループ
問い合わせ先：082（246）8608（A.A.中四国セントラルオフィス）
鳥取ダルク

〒681-0001 鳥取県岩美郡岩美町牧谷645-4
電話：0857（72）1151 E-mail：tottori-darc@jewel.ocn.ne.jp

全国薬物依存症者家族会連合会・事務局
〒323-0828 栃木県小山市若木町2-10-17 豊永マンション2階8号
電話：0285-30-3313

「子育て王国とっとりプラン」の策定について

平成22年4月21日
子育て支援総室

1 計画の趣旨

少子化対策を念頭におきつつ、アンケート結果や県の将来ビジョンで示されている方向性などを勘案し、安心して子育てができる「子育て王国 鳥取県」を目指した5年間（平成22年度から平成26年度まで）の計画として平成22年3月に策定。

2 計画の骨子

（1）プランの基本テーマ

みんなで創ろう「子育て王国 鳥取県」！

～みんなで応援 楽しい子育て 育む「とりっ子」～

（2）策定のポイント

ア 子育ての負担感の軽減

「鳥取県少子化対策等に関するアンケート」の結果から、「経済的な負担感の軽減」「仕事と子育ての両立支援」及び「精神的・身体的な負担感の軽減」などを子育て家庭の主要なニーズと捉え、これらの負担感の軽減を図る。

イ 鳥取の特性や強みを積極的に活用

子育て環境として、「豊かな自然と文化」、「人と人、人と地域の結びつき」及び「地域としてのコンパクトなまとまり」などの鳥取の良さを活用する。

（3）施策体系

I 地域社会みんなで子育てを応援

II 子どもを安心して育てられる快適、安心な環境づくり

III 結婚、妊娠、出産のトータル支援の充実

IV 子育て家庭を支える子育てサービスの充実

V 子どもの生きる力の育成と教育の充実

VI 要保護児童・要支援家庭等への取組

VII 職業生活と家庭生活との両立等

（4）重点事業

- ・「子育て王国とっとり建国運動」の展開
- ・小児特別医療費助成制度の拡充
- ・全市町村でファミリーサポートセンターのサービスが利用できる体制の構築
- ・全市町村における放課後支援の充実
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進

（参考）経緯

- ・1月21日 常任委員会報告（素案概要）
- ・1月22日～2月18日 パブリックコメント実施
- ・3月15日 常任委員会報告（パブリックコメント結果概要）

子育て王国とつとりプラン概要

計画期間：H22～26（5年間）

少子化の要因

- 未婚・晚婚化
- 夫婦の出生力の低下
- 若者（子どもを産む世代）の人口流出
- △地域活力の減退
- △子ども同士の交流の機会の減少など
- △子どもを育成する環境の変化

基本的な考え方

みんなで創ろう「子育て王国 鳥取県」！

～みんなで応援 楽しい子育て 育む「とりっ子」～

子育ての負担感の軽減

- ◆経済的な負担感の軽減
 - ◆仕事と子育ての両立支援
 - ◆精神的・身体的な負担感の軽減
- ※鳥取県少子化対策
アンケートによる分析

鳥取の強みを積極的に活用

- 地域のつながりを活かす
- 小さな県であることを活かす
- 豊かな自然・文化を活かす

I 地域社会みんなで子育てを応援

- ・子育て応援の機運醸成
- ・子育て支援団体の活動促進・連携支援
- ・若者から高齢者まで多世代がともに活動の推進
- ・企業等の子育て応援の取組促進

V 子どもの生きる力の育成と教育の充実

- ・保育・幼児教育の充実
- ・体験活動を通じた豊かな人間性の育成
- ・家庭・地域の教育力の向上
- ・学校教育の充実

II 子どもを安心して育てられる快適、 安心な環境づくり

- ・健全な社会環境の整備
- ・犯罪・交通事故がない安全・安心なまちづくり
- ・安心・快適な施設の整備や住宅の提供

III 結婚、妊娠、出産のトータル支援の充実

- ・結婚を応援する取組の促進
- ・妊娠・出産に関する施策の充実
- ・小児保健・医療体制の充実
- ・思春期保健・親になるための教育の推進

IV 子育て家庭を支える子育てサービスの充実

- ・保育・医療等にかかる経済的負担の軽減
- ・多様なニーズに応じた保育サービス、放課後支援の充実
- ・育児の心理的・精神的負担軽減する子育て支援サービスの充実

VI 要保護児童・要支援家庭等への取組

- ・要保護児童支援の推進
- ・児童虐待防止施策の推進
- ・ひとり親家庭の自立支援
- ・障がい児に対する施策推進
- ・不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもの支援

VII 職業生活と家庭生活との両立等

- ・働き方を見直す意識啓発
- ・子育てに配慮した就労環境、休暇制度等の整備
- ・多様なーストック型保育サービス、放課後支援の充実（再掲）

ドクターへリ及び医師搭乗型消防防災ヘリコプターの運航開始

平成22年4月21日
医療政策課

1 ドクターへリの運航開始について

- (1) 運航開始日 平成22年4月17日（土）
- (2) 運航時間 原則として、午前8時30分～日没30分前まで
- (3) 運航対象地域 京都府、兵庫県及び鳥取県の地域のうち、医療上、ドクターへリによる有効性が認められる地域
(京都府、兵庫県及び鳥取県の3府県の共同利用)
- (4) 基地病院 公立豊岡病院
- (5) 県内搬送先病院 県立中央病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院
- (6) 搭乗者 乗員4人（医師、看護師、操縦士、整備士）
患者1人（最大2人）
- (7) その他 運航開始に合わせて、次のとおり式典が開催された。
①期 日…平成22年4月17日（公立豊岡病院）
②参加者…鳥取県からも、県、議会のほか、医療関係者、消防関係者、警察関係者が来賓として参加。

2 医師搭乗型消防防災ヘリコプターの運航開始について

- (1) 運航開始日 平成22年4月14日（水）
- (2) 運航時間 原則として、午前8時30分～午後5時
(必要と認められる場合は、日の出から日没まで。)
- (3) 運航関係者 ①鳥取県（消防防災ヘリの運航者）
②鳥取大学（医療の提供者）
③東部、中部、西部の各消防局（ヘリ出動の要請者）
- (4) 運航対象地域 鳥取県の全域
- (5) 搬送先病院 鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院、県立厚生病院等
- (6) 医療機器整備 運航に際し、県はヘリコプターに登載する医療機器を整備。
搬送用人工呼吸器、患者監視装置、携帯用吸引器、輸液ポンプ
携帯型超音波画像診断装置、人工蘇生システム等
- (7) 搭乗者 乗員7人（医師、看護師、操縦士、整備士、航空隊員3人）
患者1人
- (8) その他 運航開始に合わせて、次のとおり式典を開催した。
①期 日…平成22年4月14日（鳥取県消防学校）
②参加者…実際に運用に当たる、鳥取県、鳥取大学及び消防関係者のほか、県議会、市町村、医師会等多数が参加。
③その他…式典と併せて、模擬訓練、内覧会を同時に開催。

「鳥取県看護師養成のあり方に関する懇話会のまとめ」について

平成22年4月21日
医療政策課

1 懇話会の設置目的

資質の高い看護師を養成する看護基礎教育の方向性や将来にわたる看護師確保のあり方について幅広い分野の有識者から意見をいただくことを目的として、平成21年7月に設置。

2 懇話会委員

鳥取県医師会、鳥取県病院協会、鳥取県看護協会のほか、病院看護部、在宅看護、看護師養成、高等学校分野及び経済団体の有識者等13名。

3 開催経過

区分	期日	主な内容
第1回懇話会	平成21年 7月16日(木)	○懇話会の概要(論点)について ○高校生、看護学生、医療機関等へのアンケート調査実施について
第2回懇話会	平成21年 10月7日(水)	○アンケート調査等の実施結果について ○看護師養成のあり方に関する今後の方向性について ・看護師に求められる資質と具体像 ・今後の望ましい看護師養成のあり方
第3回懇話会	平成22年 1月18日(月)	○看護大学も含めた具体的な看護師養成について

4 懇話会のまとめ

- ・中長期的な観点から看護系大学での教育の充実は、県内で優秀な人材を育て、医療・福祉分野への提供体制が充実することによる県内看護師のレベルアップにつながるものと考えられる。
- ・他方、本県における看護師養成のあり方に関する今後の方向性としては、短中期的には、鳥取大学医学部保健学科看護学専攻の地域枠の定員増が、最も即効的かつ現実的な選択肢と考える。
- ・そのためには、優秀な県内学生の確保と、県内医療機関と連携して早期から地域医療への興味・関心がもてる仕組みを工夫することが必要である。
- ・また、専門学校については3年制のまま継続し、看護教育の充実の工夫をしていくことが求められる。
- ・なお、専門学校の定員増については今後の検討課題である。

5 県としての今後の方向性

鳥取大学医学部保健学科看護学専攻の地域枠の定員増等及び県立看護専門学校の定員増の可否について、関係者と協議しながら検討を進める。

鳥取県看護師養成のあり方に関する懇話会のまとめ（概要版）

医療政策課

1 看護師養成における現状と課題

(1) 大学教育について

幅広い教育内容による一般教養の充実と専門領域における問題解決能力の育成を図る知識能力の高い看護師養成が期待されているが、鳥取大学を含め全国的な傾向として、看護系大学の教員数は不足しており、教員の確保に苦慮している。

(2) 看護師養成所3年課程について

修業年限を3年から4年にする場合、学歴や教育環境の面で比較して、看護師養成所と同じレベルで入れる大学に入学していくことが容易に想像されることから、4年制にするのは学生確保の面で大きなリスクを抱えることとなる。現在の体制の中で、学生の質を高めていく事が一番現実的である。

(3) 看護師養成所2年課程について

県内の准看護師養成所卒業生のうち、ほぼ5割程度が県内外の2年課程に進学していることから、質の高い看護師を養成し県内定着を促進するためにも、県内での2年課程の存続は必要である。また、県内への進学を希望しながらも県外の養成所への進学を余儀なくされている者もあることから、定員増については検討課題である。

(4) 准看護師養成所について

近年では、経済・雇用情勢を反映して、大学卒業者や就労経験者といった社会人の受験者数が増加しており、准看護師養成所への入学ニーズがあることから准看護師の養成は継続していくことが必要である。

(5) 高等学校・高等学校専攻科（5年一貫教育）による看護師養成について

中学校といった早い段階から看護教育を行うことができ、高等学校入学から5年間の一貫した教育により最短コースで看護師国家試験受験資格が取得できることから、看護師確保を行っていくためには、今後とも継続していく必要がある。

(6) 実習施設、教員について

大学を含め、県内のどの看護師養成所でも、マンパワーが非常に少ないなかでフル回転している状況であり、教員の確保は深刻な課題であるとともに、今後、定員増を考える場合には実習施設の確保も大きな課題である。

2 看護の基礎教育の充実の方向性について

(1) 目指すべき教育について

人間、生活、社会に対する理解力を高める等の豊かな一般教養や医療倫理、人権教育の習得がさらに必要とされており、看護基礎教育は3年では足りなくなってきた。

(2) 看護師養成の具体的な方策等に対する委員意見

①県立看護大学の設置について

- ・高校生の選択肢の増加と看護レベルの向上が期待できる。
- ・医療関係の他職種では教育年限が延びているが、看護師養成においては延びていない。是非、看護大学を設置して欲しい。
- ・単独大学をつくることは、手続きや経費及び時間の点で困難であり、費用対効果や教員・学生的確保も課題となり現実的ではない。

・大学にしたからといって、学生の質が高くなるとは必ずしも言えない。卒後教育のほうがむしろ大事である。

②鳥取大学医学部保健学科看護学専攻の定員増について

- ・看護レベルの向上と県外からの流入・定着の可能性が期待できる。
- ・教員増と実習施設の確保が課題である。

③鳥取大学医学部保健学科看護学専攻のうち地域枠の増について

- ・大卒看護師の県内定着が期待でき、最も現実的な選択肢である。
- ・地域枠の増により、全体として学生の質の問題が懸念される。
- ・優秀な県内学生の確保と早期から地域医療への興味・関心が持てるような意欲の醸成に努める工夫が必要である。

④県立看護学校（3年課程）のあり方について

- ・修業年限を3年から4年にして、教育内容の充実が期待できる。
- ・同じ4年間の修業であれば学歴の高い大学を志向することが容易に想像される。
- ・現在の3年制のままで、教員を増やし教育内容を充実するなど教育の質を高めることが現実的である。

⑤その他

- ・今後も看護師不足が続くのかは疑問である。将来的な看護師の需要については不透明であり、予測できない。現場で働いている看護師の全体の質を上げる事の方が重要である。
- ・最新の臨床現場の知識・技術の獲得による実践的指導力の向上といった、教員の資質向上が求められる。
- ・十分な教育や技術指導を行うためには、さらなる教員の確保が必要である。
- ・豊かな人間性を育むためには、他領域の学生等とも交流しつつ学ぶ環境も必要である。

3まとめ

- ◆ 中長期的な観点から看護系大学での教育の充実は、県内で優秀な人材を育て、医療・福祉分野への提供体制が充実することによる県内看護師のレベルアップにつながるものと考えられる。
- ◆ 他方、本県における看護師養成のあり方に関する今後の方向性としては、短中期的には、鳥取大学医学部保健学科看護学専攻の地域枠の定員増が、最も即効的かつ現実的な選択肢と考える。
- ◆ そのためには、優秀な県内学生の確保と、県内医療機関と連携して早期から地域医療への興味・関心がもてる仕組みを工夫することが必要である。
- ◆ また、専門学校については3年制のまま継続し、看護教育の充実の工夫をしていくことが求められる。
- ◆ なお、専門学校の定員増については今後の検討課題である。

4 留意事項

- ・県内の看護師の定着を図るためにには、魅力ある病院づくりや働きやすい職場環境づくり、復職支援といった受け入れ側の体制整備も同時に進めていく必要がある。
- ・より高度かつ専門的な業務を担う認定看護師等の資格取得などのキャリア形成への支援は、看護師の自己研鑽への意欲向上につながるとともに看護レベルアップには必要である。
- ・病院内での指導者育成が必要であり、例えば大学病院と連携した人材育成や人事交流といった対応も考えられる。